

# EU における IFRS17 のエンドースメント — 年次コホートをめぐる議論 —

弥永 真生

(明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授)

## 1 EU における IAS/IFRS の採用とエンドースメントされるための要件

IAS 規則<sup>1)</sup>では、欧州連合 (EU) によりエンドースされた「国際的な会計基準」が域内で適用されるとされ、ここで、「国際的な会計基準」とは国際会計基準 (IAS) /国際財務報告基準 (IFRS) およびそれに対する解釈指針委員会 (SIC) /国際財務報告解釈委員会 (IFRIC) の解釈指針を含む、国際会計基準審議会により採択されまたは発行された基準書および解釈書であるとされている (IAS 規則 2 条)。

エンドースされるための要件 (IAS 規則 3 条 2 項) は、国際的な会計基準の内容が、会社法第 4 号指令および第 7 号指令で求められている「真実かつ公正な概観」に抵触せず、欧州の公益に資するものであること、および、国際的な会計基準の内容が経済的意思決定を行い、また、経営者の受託責任を評価する上で財務情報が満たすべき理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性という規準をみたしていることである。

ここで、欧州の公益に資するかどうかが問題となるが、2016 年 5 月 24 日の会計規制委員会に提出されたスタッフペーパー<sup>2)</sup>では、ある基

---

1) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.

2) Item V - European Public Good, CMTD(2016)453: Meeting of the ARC Committee - 24 May 2016.

準が公益の規準をみたしているかどうかを評価するにあたっては、金融の安定性を危殆ならしめないこと、EU の経済的發展を阻害しないこと、新たな基準が欧州の企業の競争力に与えるインパクト、および、新たな基準が EU にとっての付加価値、たとえば、問題となっている論点に関する会計ルールの改善を有することが、通常、考慮に入れられるべきであるとされていた。

## 2 エンドースメントの手続き

EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) がエンドースメントにつき、IAS 規則 3 条が定めるすべての規準に関して専門的評価を行い、欧州委員会に対して助言する。そして、欧州委員会が新しい基準、解釈書または改正のエンドースメントを決定したときには、規則案を作成し、会計規制委員会に提出する。会計規制委員会の意見が賛成の場合には、欧州委員会は規則案を欧州議会および欧州閣僚理事会に 3 か月間の審査のために、提出する (閣僚理事会決定 1999/468/EC の 5a 条)。他方、会計規制委員会の意見が反対または意見がないときは、欧州閣僚理事会に提出され、欧州議会に送付される。欧州閣僚理事会が 2 カ月以内に、または、欧州議会が送付を受けてから 4 カ月以内に異議を述べると採択されない。欧州閣僚理事会が採択を想定して欧州議会に送付した場合または 2 カ月以内に行動をとらず、欧州委員会が欧州議会に提出した場合のいずれかにおいて、欧州議会が送付を受けてから 4 カ月以内に異議を述べなければ、採択される (閣僚理事会決定 1999/468/EC の 5a 条)。

欧州議会および欧州閣僚理事会は、①IAS 規則に定められた施行権限を逸脱する、②IAS 規則の目標および内容と一致しない、または③EU の補完性原理もしくは均衡原理に調和しないと判断した場合には、欧州委員会による国際的な会計基準の承認提案を拒絶することができ

る（規則 182/2011 の 11 条参照）。欧州閣僚理事会および欧州議会の権限は同等とされ、いずれかが異議（閣僚理事会は特別多数 [(1) 55% の国が賛成かつ (2) 賛成国の人口合計が EU 総人口の 65%] /議会は絶対多数の表決）を述べた場合には、欧州委員会の承認提案は拒否される。

欧州議会または欧州閣僚理事会からの異議がある場合を除き、欧州委員会は規則を採択する。

### 3 EFRAG による評価

EFRAG による評価は、適切である限り、分析、説明および証拠に裏付けられなければならない。EFRAG は、エンドースメントについての助言において達した結論を裏付けるため、費用便益分析および有用な場合にはマクロ経済分析を含むより広範なインパクトを含む、インパクト分析をしなければならない。そのような分析の詳細さは当該 IFRS の重要性に見合ったものでなければならない（「欧州委員会と EFRAG との作業合意」（2016 年 6 月 2 日）<sup>3)</sup>）。

そして、欧州委員会の EFRAG に対する、IFRS 第 17 号のエンドースメントに係る助言要請（2017 年 10 月）<sup>4)</sup>においては、IFRS 第 17 号が、EU 会計指令（2013/34/EU）4 条 3 項に定められた原則に反するものではなく、欧州の公益に資するものであり、かつ、経済的意思決定と受託責任の評価に必要な財務情報に求められる理解可能性、目的適

---

3) Working arrangements between the European Commission and EFRAG. Ref. Ares(2016)2613193

<[https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/SiteAssets/Working Arrangements EFRAG-EC.pdf&AspxAutoDetectCookieSupport=1](https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/SiteAssets/Working%20Arrangements%20EFRAG-EC.pdf&AspxAutoDetectCookieSupport=1)>.

4) Subject: Endorsement advice on IFRS 17 *Insurance Contracts*, FISMA/B3/VL/fv/ Ares(2017)5943078

<[https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/Project Documents/289/EC Request for advice on the endorsement of IFRS 17.pdf](https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/Project%20Documents/289/EC%20Request%20for%20advice%20on%20the%20endorsement%20of%20IFRS%2017.pdf)>.

合性、信頼性、比較可能性の基準をみたしているかどうかについての助言、金融の安定性に与える可能性のある影響、競争力に与える可能性のある効果、保険市場へ与える可能性のある影響、費用対効果分析等を行うことが求められた。そして、おそらく、上述した会計規制委員会に提出されたスタッフペーパー（2016 年 5 月 24 日）をふまえて、欧州委員会は費用対便益分析における便益には、財務情報の質の向上、EU 保険業界内および国際的な財務諸表の比較可能性の増加、会社にとっての会計上の対等な場、資本の供給者による保険業界に対する理解の向上、投資家にとっての保険業界の投資対象としての魅力の向上の可能性、保険者の資本調達コストに対して生ずる可能性のある有利な影響などが含まれるとしていた。

#### 4 EU による IAS/IFRS のエンドースメント

欧州委員会はほとんどの IAS/IFRS をそのままエンドースしてきたが、IFRS17 のエンドースメント前までに 3 つの例外があった<sup>5)</sup>。

第 1 に、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」との関係では、企業が自社の負債の評価に公正価値オプションを適用する際の問題点を欧州中央銀行および規制当局が指摘していたことを背景として全面公正価値オプションにつき、欧州金融機関の多くから IAS 第 39 号の規定が資産負債管理の実務と合致しないと指摘されていたことを背景としてヘッジ会計につき、それぞれ、カーブアウト（一部除外）を行った<sup>6)</sup>。なお、国際会計基準審議会は、2005 年 6 月 16 日に公正価値オプ

---

5) IFRIC（国際財務報告解釈指針）3「排出権」について、EFRAG がエンドースしないことを助言し（Re: Adoption of IFRIC 3 *Emission Rights* <<https://www.iasplus.com/en/binary/efrag/0505ifric3endorsementadvice.pdf>>）、欧州委員会はエンドースメントを提案しなかった。そして、国際会計基準審議会の 2005 年 6 月の会議で IFRIC 3 は撤回された。

6) Commission Regulation (EC) No 2086/2004 of 19 November 2004 amending

ションの適用を制限する改訂を行い、欧州委員会はこの改訂版をエンドースしたが<sup>7)</sup>、ヘッジ会計については、まだカーブアウトが続いている。

第 2 に、IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」は、適用前に用いていた会計基準に従って規制繰延勘定を認識した IFRS 初度適用企業に対して、料金規制対象活動を継続して従来適用していた会計原則に従って会計処理することを認めるものであるが、きわめて少数の欧州の会社のみが IFRS 第 14 号の適用範囲に含まれるにとどまることから、欧州委員会はエンドースメントを提案しないこととした<sup>8)</sup>。

第 3 に、IFRS 第 4 号の改訂との関連では、一定の条件の下で、金融コングロマリットに、保険業界で事業を行っている企業のいずれも IFRS 第 9 号を 2021 年 1 月 1 日前に開始する会計年度については連結財務諸表に適用しないことを選択することを認めた (top-up)<sup>9)</sup>。すな

Regulation (EC) No 1725/2003 on the adoption of certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council as regards the insertion of IAS 39, OJ L 363, 9.12.2004, p. 1. *See Accounting standards: Commission endorses IAS 39*

<[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_04\\_1385](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_04_1385)>.

- 7) Commission Regulation (EC) No 1864/2005 of 15 November 2005 amending Regulation (EC) No 1725/2003 adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council, as regards International Financial Reporting Standard No 1 and International Accounting Standards Nos. 32 and 39, OJ L 299, 16.11.2005, p. 45.

- 8) *See Minutes of the meeting of the Accounting Regulatory Committee, 23 September 2014* <[https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/file\\_import/2014-09-23-summary-record\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/file_import/2014-09-23-summary-record_en.pdf)>, p.2-3.

- 9) Commission Regulation (EU) 2017/1988 of 3 November 2017 amending Regulation (EC) No 1126/2008 adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council as regards International Financial Reporting Standard 4, OJ L 291, 9.11.2017, p. 72. *See also* European Financial Reporting Advisory Committee (EFRAG), EFRAG's letter to the European Commission regarding endorsement of Applying IFRS 9 Financial Instruments with IFRS 4 Insurance Contracts: Amendments to IFRS 4 (13 January 2017) <[https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/ProjectDocuments/367/Final Endorsement Advice on Applying IFRS 9 with IFRS 4.pdf](https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/ProjectDocuments/367/Final%20Endorsement%20Advice%20on%20Applying%20IFRS%209%20with%20IFRS%204.pdf)>, p.3 and Minutes of the meeting of the Accounting Regulatory Committee, 31 January 2017 <[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/2017-01-31-summary-record\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/2017-01-31-summary-record_en.pdf)>, p.3.

わち、国際会計基準審議会は、IFRS 第 17 号の適用時期と IFRS 第 9 号の適用時期のずれに対応するため、この選択肢をその活動が主として保険に関連する「顕著な保険者 (predominant insurer)」にのみ認めたが (IFRS 4、para. 20B)、欧州委員会は、一定の制約を課しつつも、金融コングロマリットにもこの選択肢を与えた<sup>10)</sup>。

## 5 年次コホート

IFRS 第 17 号「保険契約」が公表され、また、再検討される過程で、EFRAG および EU において最も問題とされたのは、年次コホートの要求事項であった。

### (1) 22 項および BC138 項

すなわち、IFRS 第 17 号においては、保険負債の測定単位について、個々の保険契約を集約したグループレベルで行うことが原則とされているが、同 22 項は、「企業は、引受けの時点が 1 年以上離れた契約を

---

なお、その後、IFRS 第 17 号の適用時期に合わせて、委員会規則第 2020/2097 号 (Commission Regulation (EU) 2020/2097 of 15 December 2020 amending Regulation (EC) No 1126/2008 adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council as regards International Financial Reporting Standard 4, OJ L 425, 16.12.2020, p.10)により、IFRS 第 9 号を 2023 年 1 月 1 日前に開始する会計年度については適用しないことができることとされた。

- 10) なお、IAS 規則の下で、新たなルールを追加すること (カーブイン) が認められるかという問題があるが、欧州委員会が行ったフィットネスチェックに対する回答者の多くは、IFRS のフラグメンテーションが進むことを避けるという観点からカーブインには反対するとしていた (European Commission, Summary report of the public consultation on the fitness check on the EU framework for public reporting by companies. Ref. Ares(2018)5582266 <[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business\\_economy\\_euro/banking\\_and\\_finance/documents/2018-companies-public-reporting-feedback-statement\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/2018-companies-public-reporting-feedback-statement_en.pdf)>, p.3 and 8-9.

同じグループに含めてはならない。これを達成するため、必要な場合は、企業は第 16 項から第 21 項に記載したグループをさらに分割しなければならない。」と定めている。この点について、同 BC138 項は、「審議会は、1 年超離れて引き受けた契約をグループに含めることを禁止することが、他のグループの契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与え、または他のグループの契約の保険契約者へのキャッシュフローによって影響を受けるキャッシュフローを有する契約を不自然に分割することになるかどうかを検討した。一部の利害関係者は、このような分割がそれらの契約についての報告業績を歪めることになり、実務上 (operationally) 煩瑣であると主張した。しかし、審議会は、そのような契約グループについての履行キャッシュフローを決定するために IFRS 第 17 号の要求事項を適用することは、そのような契約の業績の適切な描写を提供すると結論付けた。」としている。

もっとも、同項では、「審議会は、要求事項は報告されるべき金額を定めているのであって、それらの金額に至るために用いられるべき方法論を定めていないことを指摘した。したがって、いくつかの状況の下では、同じ会計上の結果を達成するために、会社がこのような方法でグループを限定する必要はないかもしれない。」とも指摘されている。

## (2) 2018 年 9 月 TRG 会議におけるスタッフ見解

2018 年 9 月 26 日・27 日開催 TRG (移行リソースグループ) の会議においては、基礎となる項目のプールから生じるリターンの 100%を共有する契約の場合、個々の引き受けられた保険契約の期待キャッシュフローには影響はなく、そのような保険契約グループの契約上のサービスマージン (CSM) はゼロになり、この場合に年次コホートよりも高いレベルで測定した CSM は、年次コホートの要求事項を適用した場合と同じ結果となるが、リターンの共有度合いが 100%未満である場合、期待キャッシュフローは各保険契約グループで認識される

CSMに影響を及ぼし得るため、この場合に年次コホートよりも高いレベルで測定したCSMは、年次コホートの要求事項を適用した場合と同じ結果とはならない可能性があるという理解がIASBスタッフの見解として示された<sup>11)</sup>。

### (3) 2019年3月IASB会議

2019年3月14日開催IASB会議に提出された資料<sup>12)</sup>では、保険契約のグループの識別にあたって、保険契約ポートフォリオを識別するものとされ、ポートフォリオは、類似したリスクにさらされており一括して管理されている契約から構成されるものとされていた。そして、ポートフォリオを、最低限、①（存在するときには）当初認識時に不利である契約のグループ、②（存在するときには）当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きい契約のグループ、および、③ポートフォリオの中の残りの契約のグループという3つのグループ、すなわち「収益性バケット」に分割するとされ、さらに、収益性バケットを引受けの時点が1年超離れていない契約のグループ、すなわち、年次コホートに分割するものとされた。

そして、このような年次コホートの要求事項に対する利害関係者の懸念として、以下のような点が摘示されていた<sup>13)</sup>。第1に、ポートフォリオを分割することは事業の業績を表しておらず、リスクプールを正確に反映しないから、年次コホートの要求事項は財務諸表利用者に有用な情報を提供するものではない。第2に、既存のシステムの大幅な改修が必要となるため、年次コホートの要求事項に従うことには大

---

11) Agenda ref 10, Annual cohorts for contracts that share in the return of a specified pool of underlying items, paragraphs 18 and 19.

12) Agenda ref 2B, Level of aggregation—IFRS 17 requirements and Board’s rationale.

13) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraph 8.

きな課題があり、便益は費用を上回らない。第 3 に、企業は、これらの要求事項を適用せずに同じ結果を達成することができる。

また、一部の利害関係者により、①収益性バケットの数を削減するために「当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きい保険契約のグループ」となる収益性バケットを廃止すること、②集約レベルの要求事項を置き換えて、企業の内部管理をより正確に反映するアプローチ（たとえば、年次コホート要件を廃止）を採用すること、および、③変動手数料契約、または保険契約者間で「完全にリスクを共有する」変動手数料契約について、年次コホート要件を廃止することが提案されたとされている<sup>14)</sup>。

これに対して、スタッフの分析として、高すぎる集約レベルで保険契約を測定すると、IASB が根本的に重要と考える、①一定期間にわたる保険契約からの企業の利益のトレンド、②カバー期間の終了時までにはすべての利益が認識されるような、収益性のある契約に係る利益の適時な認識、③不利な契約に係る損失の適時な認識という 3 種類の情報が不明瞭になると述べられていた。そして、収益性の変化を適時に認識することにより、情報の透明性が高まり、保険活動および長期的な財務安定性に関する投資家の理解が向上するとされ、IFRS 第 17 号の要求事項では、有用な情報の喪失と企業の実務上の負担とのバランスがとられているとされていた<sup>15)</sup>。

具体的には、提案①に対して、不利な契約のグループは、当初に収益性が期待される契約グループの事後的な見積りの変更から生じる可能性が高いこと、当初認識時にすべての収益性のある契約についてバケットを 1 つだけにすると、事後的な見積りの変更から生じる一部の

---

14) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraph 11.

15) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraph 17.

不利な契約が、他の収益性のある契約に吸収される可能性が高まること、事後的な見積りの変更によって年次コホート内の収益性のある契約のすべてが不利になる場合にのみ、損失が認識されることになること、不利な契約の損失認識のタイミングが大幅に遅れることから、収益性のある契約を2つのバケットに区分する要求事項を削除することによって有用な情報が喪失されることは容認できないとされた<sup>16)</sup>。

提案②に対しては、この提案により、グループが3つの収益性バケットのみとなり、期間を基礎としたコホートが存在しなくなる可能性が高いこと、ポートフォリオに含まれる3つのバケットは、ポートフォリオの存続期間全体にわたって存続し、各バケットが、バケット内のすべての契約の収益性を平均した CSM を有すること、バケット内の契約の利益を平均することにより重要な影響が生じる可能性があること、契約における CSM がカバー期間を超えて存続する可能性が高まること、および、事後的な不利の見積りの変更により一部の不利な契約が生じるが、他の継続して収益性のある契約に吸収される可能性が高まることから、有用な情報が許容できないほど喪失されるとされた<sup>17)</sup>。

提案③に対しては、1つのグループのカバー期間を超えるまで利益の認識が遅れること、および、当該保険契約の一定期間にわたる企業の収益性のトレンドを不明瞭にすることを、年次コホートの利益を区分することにより、避けることができること、基礎となる項目の保険契約者の持分がすべての保険契約者の間で共有されているという事実は、保険会社がすべての契約から等しい（平均的な）利益を受けることを意味しないこと、異なる時期に引受けられた契約の異なる収益性

---

16) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraphs 27 and 28.

17) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraph 32.

を平均することは、カバー期間を超えるまでグループの利益の一部の認識を繰り延べることになり、企業の一定の期間にわたる収益性のトレンドに関する情報を喪失することになることから、引受けの時点が 1 年超離れた契約グループの間での世代間のリターンが生じる場合に、年次コホート要件を廃止することは、許容できないほど情報が喪失されることになることとされた<sup>18)</sup>。

#### (4) EFRAG コメントレター案

EFRAG は、2019 年 7 月 15 日に、IFRS 第 17 号の修正に関する公開草案に対するコメントレター案<sup>19)</sup>を公表した。そこでは、EFRAG は、IFRS 第 17 号における集約要件のレベルに関する IASB の報告目的、すなわち、長期にわたる利益動向の描写、それらの契約期間にわたる契約の利益の認識、および、不利な契約からの損失の適時の認識に同意するとされた。また、EFRAG は、年次コホート要件は、個々の契約を追跡することと、リスクが似ているが収益性のレベルが異なる契約がある場合でも、不利な契約の認識を担保することとの間のトレードオフであることを認識しているとした。EFRAG は、とりわけ、他の契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えるか、またはその影響を受けるキャッシュフローを伴う契約に関して、年次コホート要件がいくつかの事実パターンで不要な費用をもたらすと考えているとし、EFRAG は、特定のケースで年次コホート要件がそのような契約に対して正当化されるかどうかを再検討する価値があると考えているとした。そして、EFRAG は、BC138 項を出発点として、IASB がそのような契約の例外の開発を検討することを勧告するとし、例外は、IFRS

---

18) Agenda ref 2A, Level of aggregation—Stakeholder concerns, implementation challenges and staff analysis, paragraphs 41-45.

19) <[http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/ProjectDocuments/289/Amendments to IFRS 17 - DCL - final 2019-07-15.pdf](http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/ProjectDocuments/289/Amendments%20to%20IFRS%2017%20-%20DCL%20-%20final%202019-07-15.pdf)>.

第 17 号における集約要件のレベルの報告目的を反映しているべきであるとした。

#### (5) EFRAG コメントレター

最終的な EFRAG コメントレター(2019 年 9 月 24 日)<sup>20)</sup>でも、EFRAG は、年次コホート要件は、いくつかの事実パターンにおいて、とりわけ、他の契約の保険契約者に対するキャッシュフローに影響を与え、またはその影響を受けるキャッシュフローを伴う契約について不要な費用を生じさせると考えたとされた。そして、EU 域内でみられる、「実質的な」リスク分担という、IFRS17 の B67 項から B71 項に示されている特徴を有する契約の多くについては、変動手数料アプローチを適用することができ、いくつかの法域においては、この問題は、IFRS17 の B67 項から B71 項に示されている特徴を有しないが、世代を超えたキャッシュフロー調整技法が適用される契約を含め、一般モデルが適用される契約にも関連するとした。その上で、EFRAG は、そのような契約につき年次コホート要件が正当化できるのかを再検討する価値があると考えとし、EFRAG は、国際会計基準審議会がそのような契約につき、IFRS17 における集約レベル要件の報告目的とその経済的特徴を反映した、適切な解決を開発することを勧告するとした。

#### (6) 国際会計基準審議会の非対応

このような EFRAG のコメントは受け入れられず、2020 年 2 月に、国際会計基準審議会は、IFRS 第 17 号の年次コホートの要求を変更せずに維持することを暫定決定し<sup>21)</sup>、同年 6 月 25 日に、年次コホートの

---

20) <<http://efrag-website.azurewebsites.net/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/Project Documents/289/EFRAG final comment letter on IASB ED-2019-4 Amendments to IFRS 17.pdf>>.

21) IASB Update February 2020 <<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb/2020/iasb-update-february-2020/>>

要求についての変更を含まない「IFRS 第 17 号『保険契約』の修正」を公表した<sup>22)</sup>。

## (7) EFRAG の最終助言

EFRAG は、2021 年 3 月 31 日に、最終助言を欧州委員会に提出した<sup>23)</sup>。そこでは、世代間でリスク・リターンを共有する契約およびキャッシュフローをマッチングさせた契約に年次コホートを適用することを要求する部分を除き、IFRS17 は経済的意思決定を行い、また、経営者の受託責任を評価する上で財務情報が満たすべき理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性という質的特徴をみたしており、慎重な会計に関する問題を生じさせないと結論付けた。また、EFRAG は、IFRS17 のその他のすべての要求事項が他の IFRS の基準との相互作用において何らのひずみも生じさせず、かつ、すべての必要な開示が要求されていると評価し、これらに基づいて、EFRAG は IFRS17 のその他のすべての要求事項は真実かつ公正な概観の原則に反しないと結論付けた。さらに、EFRAG は、IFRS17 のその他のすべての要求事項は、財務報告を改善し、受容可能な費用・便益のトレードオフに到達していると評価した。以上に加えて、EFRAG は、金融の安定および経済成長を含め、欧州経済に対して重要な負の影響をもたらすような IFRS17 のその他の要求事項を識別しなかった。これらに基づいて、EFRAG は、IFRS17 のその他のすべての要求事項は、欧州の公益に資すると評価した。

---

22) IASB issues amendments to IFRS 17 Insurance Contracts to help companies with implementation <<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2020/06/iasb-issues-amendments-to-ifs-17-insurance-contracts/>>

23) <<https://www.efrag.org/News/Project-482/EFRAG-has-finalised-its-due-process-around-IFRS-17-and-has-submitted-its-Final-Endorsement-Advice-on-IFRS-17-Insurance-Contracts-including-the-June-2020-Amendments-to-the-European-Commission>>.

EFRAG は、最終助言において、世代間でリスク・リターンを共有する契約およびキャッシュフローをマッチングさせた契約に年次コホートを適用することを要求する点で、合意に達することができなかったとした。すなわち、7 人は年次コホートの要求は EU のエンドースメント規準をみたしているという意見、7 人はみたしていないという意見、2 人は棄権という意見の分布であったとされている。

EFRAG の最終助言において、年次コホートの要求の問題点として指摘されたものは以下のようなものであった<sup>24)</sup>。

第 1 に、IFRS17 のパラグラフ B67 から B71 までの文脈における年次コホートの要求事項は、とりわけ、新たに引き受けた契約の当初認識後に、煩瑣であり、実務上複雑である。

第 2 に、年次コホートの要求はキャッシュフローの人為的配分と契約条項および経済実態を反映しない報告をもたらす。すなわち、引受けの時点が 1 年以上離れた契約を同じグループに含めることを禁止することは、それらの契約について報告される業績を歪め、実務上煩瑣であるし、対象となる取引について、年次コホートの要求は、財務諸表の利用者にとって限られた有用性しかもたらさない。むしろ、世代間でリスク・リターンが共有されている額を引受けの時期に着目してグループに分けることは人為的であり、どのように事業がなされているのか、および、契約の経済性と乖離している。契約のコホートと基礎となる項目のポートフォリオのサブセットとの間に何らの契約上の結びつきもない（あるコホートの保険契約者は基礎となる項目のサブセットに対して何らの権利も有しない）からである。ある特定の年次の契約は基礎となる項目の一部に対して何らの権利および義務も有しない以上、世代間でリスク・リターンを共有する契約につき年次コホー

---

24) <<https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/SiteAssets/Annex 1.pdf>>.

トの要求を適用することは、利用者に有用な追加的情報を提供しない。

第 3 に、裁量性を有するキャッシュフローは保険契約者の世代間で完全に代替的であり、収益性を、コホートごとに決定することはできないから、年次コホートの要求は、裁量性のあるキャッシュフローを有する契約について有用な情報を提供しない。また、契約者へのキャッシュフローのタイミングおよび時期について裁量が行使される場合には、そのような裁量を経営者が行使するごとに収益性が変動するから、そのような裁量的期待の変動は客観的にコホートに割り当てることができない。

第 4 に、収益性は契約の契約上および経済的特徴と首尾一貫するポートフォリオレベルで評価されるから、意義を有するように報告できる年次コホートレベルでの収益性はない。

第 5 に、年次コホートの要求は、収益性がコホートレベルで客観的に測定できる場合にのみ有用な情報を提供するが、この要件は、世代間でリスクを共有する契約についてはみたされない。

第 6 に、資産の公正価値変動のある年次コホートへの割り振りは恣意的であり、ミスリーディングであるから、世代間でリスク・リターンを共有する契約の契約上およびビジネスモデル上の特徴と整合しない報告をもたらす。

第 7 に、キャッシュフローが固定され、または事業体のエクスポージャーが小さい場合における年次コホートを用いる価値関連性に関しては、年次コホートの要求を適用するために多くのコストを要するにもかかわらず、このような場合（たとえば、変動手数料アプローチの要件をみたす場合）には、有用性の観点からの便益がない。

第 8 に、キャッシュフローがマッチングされた契約においては、保険者は年次コホートベースで事業を行っておらず、そのような測定は過度に細かく、複雑で費用を要することにつながる。とりわけ、たとえば、長寿リスクが不利に変動した場合にもそれをカバーするのに十

分な程度の安定的なマージンが得られるように価格付けが継続的になされている場合には、有用な情報をもたらさない。

第9に、信頼性という観点から、世代間でリスク・リターンを共有する契約の契約上および経済的特徴と整合的にポートフォリオレベルでのCSMの趨勢のみが有用な情報である。法的小および経済的小観点からは、公正価値の変動(またはCSMの残余部分)は年次コホートに割り振られない。そして、公正価値の変動は既存のコホートに分配されなければならないが、そのような変動は後になってから実現し、将来の契約者/将来のコホートに割り振られる可能性がある。

第10に、ビジネスモデルという観点から、集約のレベルの要求事項は、保険契約の価格付け、収益性のモニタリング、リスクマネジメントが行われるレベル(これらは、通常、ポートフォリオレベルで行われる)を反映しない。このため、CSMを年次コホートに基づいて行うことには多くのコストがかかるし、経済性を正しく反映せず、利用者に有用な情報を提供しない可能性がある。

第11に、金融の安定性に対する悪影響も懸念される。低金利シナリオの下では、年次コホートへの人為的なキャッシュフローの配分と結びついて、事業体のリスク管理の業績を反映し、かつ、意味のある収益性の趨勢を報告するよりも、プロシクリカル報告効果が選好されるリスクがある。また、年次コホートを適用すると、ある時点でのリターンは長期の期待リターンと乖離する。景気が悪い時期には、その時点でのリターンは低下し、または負になり、損失を認識することになるが、その損失は、長期の期待リターンが最終的に実現した場合には生じないものである。ところが、採用している長期のマネジメント戦略に対応するよりも低い業績を市場に報告することになる。すなわち、経済が悪い状況にあるときは、より悲觀的な業績を報告することになる。そして、市場はそのような悪い業績に反応し、事業体のリスクが高いと見て、その事業体は資金調達が難しくなる可能性がある。これ

は、プロシクリカルである。

以上に加えて、多くの保険契約が影響を受けるとの指摘があった。すなわち、オーストリアの生命保険債務の約 80%、フランスの直接有配当契約の約 76% (IFRS17、paragraphs B67 および B68 の要件をみたす)、イタリアの生命保険契約の約 75% (裁量性を有する有配当保険契約。IFRS17、paragraphs B67 および B68 の要件をみたす)、スペインのマッチング調整の対象となる生命保険の技術的準備金の 70%、マッチング調整の対象となる技術的準備金の 61.5%、デンマークの保証生命保険市場の約 55%が影響を受けるという指摘があるとされた。

## 6 委員会規則第 2021/2036 号

2021 年 7 月 16 日に、欧州委員会は会計規制委員会に規則案を提出した。会計規制委員会に提出された規則案<sup>25)</sup>は、以下のとおりであった (前文略)。

### 1 条

1. EU 規則第 1126/2008 号への付属書は以下のように改正される:

- (a) 国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号 保険契約は、本規則への付属書に定めるように、挿入される;
- (b) IFRS 第 1 号 国際財務報告基準の初度適用 (中略) は、本規則への付属書に定める IFRS 第 17 号によって改正される

### 2 条

1. 各会社は、第 1 条に定める改正を、遅くとも 2023 年 1 月 1 日以降

25) <<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/238381/074944/1/attachment>>.

開始する会計年度から、適用するものとする。

2. 第1項の適用除外として、会社は本規則への付属書の22項に定められた要求事項を、

(a) 直接有配当の特性を有する保険契約のグループおよび本規則への付属書への付録Aに定められた裁量的有配当の特性を有し、かつ、付属書への付録BのB67項およびB68項<sup>26)</sup>に定められている、他の契約の保険契約者に対するキャッシュフローに影響を与え、またはその影響を受けるキャッシュフローを伴う保険契約のグループ;

(b) 世代を超えて運用され、かつ、指令第2009/138号の77b項に定め

---

26) Appendix B of Annex (=BC of IFRS17)

B67 保険契約の中には、以下のことを要求することによって、他の契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えるものがある。

(a) 保険契約者が、基礎となる項目の同一の特定のプールに対するリターンを他の契約の保険契約者と共有すること

(b) 以下のいずれか

(i) 保険契約者が、当該プールを共有している他の契約の保険契約者に対する支払（当該他の契約の保険契約者に対してなされる保証に基づいて生じる支払を含む）により、基礎となる項目に対するリターンへの持分の減少を負担すること

(ii) 他の保険契約者が、保険契約者に対する支払（保険契約者に対してなされる保証に基づいて生じる支払を含む）により、基礎となる項目に対するリターンへの持分の減少を負担すること

B68 時には、そのような契約が他のグループの契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えることがある。各グループの履行キャッシュフローは、グループの中の契約が企業に（当該グループの保険契約者に対するものであれ、他のグループの保険契約者に対するものであれ）期待キャッシュフローによる影響を生じさせる度合いを反映する。したがって、あるグループについての履行キャッシュフローは以下になる。

(a) 他のグループの契約の保険契約者に対する既存の契約の条件から生じる支払を含む（当該支払が行われると見込まれる相手方が、現在の保険契約者なのか将来の保険契約者なのかを問わない）

(b) グループの中の保険契約者に対する支払のうち、(a)を適用して他のグループの履行キャッシュフローに含めた支払は除く。

られた条件をみだし、マッチング調整<sup>27)</sup>の適用につき監督当局による承認を受けた保険契約のグループに適用しないことを選択することができる。

会社が、2 項 (a) または 2 項 (b) に従って、本規則への付属書の 22 項に定められた要求事項を適用しないときは、会社は、国際会計基準第 1 号 財務諸表の表示に従って、重要な会計方針として、その旨を注記において開示し、かつ、どのポートフォリオについて、当該会社がこの適用除外を適用しているかなど他の説明的情報を提供しなければならない。

27) 保険会社は、監督当局の承認を得て、リスクフリー・レートに調整を加えることができるとするものであり、マッチング調整の値は、投資収益率がリスクフリー・レートを上回るスプレッドと基本スプレッドとの差である。ここで、基本スプレッドは、デフォルトの可能性に対応するスプレッドと格下げによる期待損失に対応するスプレッドとの合計であって、スプレッドの長期間の平均の 75%が下限とされる。EIOPA (欧州保険年金監督局)「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」では、ソルベンシーII 対象会社 3050 社のうち、マッチング調整を行っているのは 38 社にとどまるが (p.3 and 39-40)、採用会社の技術的準備金ベースでは 15.8%となっているとされ、EIOPA「ソルベンシーII の 2020 年レビューについての意見に関するコンサルテーション・ペーパー (Consultation Paper on the Opinion on the 2020 review of Solvency II)」(2019)では、連合王国の 18 社、スペインの 14 社がマッチング調整を行っているとしていた(パラグラフ 2.157)。なお、EC 指令第 2009/138 号 (Directive 2009/138/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II), OJ L 335, 17.12.2009, p. 1)の 77b 項は、資産と負債とがマッチングしており、分別管理されていることをマッチング調整を適用するための条件とし、資産の条件として、キャッシュフローが固定であることおよび投資適格であることを、負債の条件として、引受リスクが、長寿リスク、経費リスク、更新リスクに限定されていること、解約ができないか、解約返戻金が資産の時価を超えないこと、および、将来の保険料払込がないことを、それぞれ、定めている。

なお、マッチング調整を適用した場合には、マッチング調整を適用した旨およびその金銭的な影響の開示と継続適用が要求される。非流動性プレミアムなど他の調整との併用は認められない。

### 3 条

欧州委員会は、2027 年 12 月 31 日までに、2 条 2 項に定められた選択的適用除外を検討し、適切な場合には、当該適用除外を改正しまたは廃止するものとする。

### 4 条

(略)

すなわち、欧州委員会の規則案は、会社にカーブアウトを認めるが、カーブアウトしている旨その他の開示を求めるというものであった<sup>28)</sup>。

会計規制委員会は IFRS17 を欧州で用いるためにカーブアウトの選択権を認めつつエンドースするこの規則案に賛成した（27 か国中 26 か国〔人口ベースで 99.38%〕が賛成、1 か国が棄権）。もっとも、一部の委員は、この特定の状況の中で賛成したが、国際会計基準審議会から公表された IFRS からの逸脱が将来において一般的なルールとなつてはならない、統一的な国際的財務報告体制という目的と矛盾してはならないと指摘した。議長も、国際会計基準審議会から公表された IFRS からの逸脱がふつうのこと（norm）とはならないであろうし、EU が IFRS をエンドースした約 20 年の期間内ではきわめてまれに用いられたということを認めた。2 人の委員は IFRS 第 17 号に関連して生ず

---

28) Hoogervorst 氏は、その IASB 議長からの退任スピーチ(2021 年 6 月 3 日) <<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/06/final-observations-of-an-accidental-accountant/>>において、「IFRS 第 17 号のエンドースメントを入念に常に把握している方は、最終的に、欧州が一部の保険会社に対して本基準中の年次コホートの要求についてカーブアウトを設けることとなる可能性があることを知っている。……万一、EU がそのようなカーブアウトを進めたときには、会社がカーブアウトを用いていることを投資家が適切に考慮に入れることができるように、会社がカーブアウトを用いていることを開示することを確保するための取り組みがなされることを望む。」と述べていた。

る可能性がある銀行の健全性規制上の資本の問題にふれ、それらは健全性規制上の要求事項の文脈で検討されるべきであるとした<sup>29)</sup>。

このような会計規制委員会の賛成をうけて、2021 年 7 月 22 日に、欧州委員会は欧州議会と欧州閣僚理事会へ規則案を提出した<sup>30)</sup>。同年 10 月 22 日までの間に、欧州議会からも欧州閣僚理事会からも異議が表明されなかったため、同年 11 月 23 日に、規則案からの変更なく、EU 公報で委員会規則第 2021/2036 号<sup>31)</sup>として公布された<sup>32)</sup>。

なお、同規則の前文の説明(10)では、「保険契約および投資契約のグループの計算単位としての年次コホート要件は、ビジネスモデルも、説明(5)および(6)で言及した世代間でリスク・リターンを共有する契約およびキャッシュフローをマッチングした契約の法的小および契約上の特徴も必ずしも反映していない。これらの契約は EU における全生

---

29) Minutes of the Conference call of the Accounting Regulatory Committee, 16 July 2021 <<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/244193/075731/1/attachment>>.

30) <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11083-2021-INIT/en/pdf>>.

31) Commission Regulation (EU) 2021/2036 of 19 November 2021 amending Regulation (EC) No 1126/2008 adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council as regards International Financial Reporting Standard 17, OJ L 416, 23.11.2021, p. 3 <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2021/2036/oj>>.

32) 他方、連合王国では、連合王国エンドースメント審議会が、2021 年 11 月 11 日に、エンドースメント規準適合性評価案: IFRS 17 保険契約 (draft Endorsement Criteria Assessment: IFRS 17 Insurance Contracts) を公表し<<https://assets-eu-01.kc-usercontent.com/99102f2b-dbd8-0186-f681-303b06237bb2/2994263f-e03c-45d4-9fcd-933f0b19cb56/UK-IFRS-17-DECA.pdf>>、EU のようなカーブアウトなしに (UK Endorsement Board, 17 September 2021, Agenda Paper 5 IFRS 17 *Insurance Contracts* – Endorsement, Grouping insurance contracts: profitability buckets and annual cohorts <<https://assets-eu-01.kc-usercontent.com/99102f2b-dbd8-0186-f681-303b06237bb2/9e4d3c9d-6a80-4b5d-b354-032a129addb8/5.0-IFRS-17-Technical-paper-annual-cohorts.pdf>>参照)、IFRS 17 はエンドースメント規準をみたしており、IFRS 17 を連合王国内で利用するために採択するという暫定的結論を示した (paras. 6.1 and 6.2)。このエンドースメント規準適合性評価案は、2022 年 2 月 3 日まで意見募集手続きに付されている。

命保険債務の 70%超を占めている。年次コホート要件をそのような契約に適用することは、必ずしも費用便益バランスがよくない」と指摘される一方で、説明(11)では、IFRS の世界的な資本市場における意味合いに照らすと、IFRS からの逸脱は、例外的な状況に限定され、狭い範囲でなされるべきであるとされている。

## 7 おわりに

日本の『企業会計原則』では、一般原則の 1 つとして真実性の原則が挙げられているが、そこでいう真実性とは相対的真実性をいうといわれている。すなわち、ある会計処理が企業の財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況を適正に表示するといっても、そこには限界があり、ある程度の割り切りがなされている（年次コホートの要求には、IASB が述べるような合理性がある一方で、世代間でリスク・リターンを共有する契約の契約上および経済的特徴が会計情報に十分に反映されなくなるという面もあることは否定できないであろう）。また、経営上または管理会計上用いているものと異なる情報を財務会計目的のために作成するということになるとう費用が生ずるということもたしかである。さらに、会計上の数値は、その利用者の行動に影響を与え（利用者がその情報を的確に理解できるのかという問題があり、利用者としてどのような主体を想定するのかが重要な意味を有する）、または、情報提供以外の局面でも利用されるという点も看過できない。

EU における年次コホートをめぐる議論は財務会計が内包するこのような特質を反映したものであると同時に、EU が IFRS の開発・改善に影響を与え続けたいという意思の表明であるという面もありそうである。